

③

令和 7 年 3 月

第 1 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ	
議案第 2 3 号	事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定める について……………	1
議案第 2 4 号	徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例を定めるについて……………	2
議案第 2 5 号	徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正 する条例を定めるについて……………	3
議案第 2 6 号	徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例を定めるについて……………	5
議案第 2 7 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する 条例を定めるについて……………	5 1
議案第 2 8 号	技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一 部を改正する条例を定めるについて……………	5 2
議案第 2 9 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて……………	5 5
議案第 3 0 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例を定めるについて……………	5 6
議案第 3 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備等に関する条例を定めるについて……………	5 8

議案第 3 2 号	徳島市学校施設整備基金条例を定めるについて…	6 6
議案第 3 3 号	徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定める について ……………	6 8
議案第 3 4 号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて ……………	1 0 4
議案第 3 5 号	徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条 例を定めるについて ……………	1 0 6
議案第 3 6 号	徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計 画情報の提供に関する条例を定めるについて ……	1 0 7
議案第 3 7 号	徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する 条例を定めるについて ……………	1 1 0
議案第 3 8 号	重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例を定めるについて ……	1 1 1
議案第 3 9 号	徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定める について ……………	1 1 3
議案第 4 0 号	徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例を定めるについて ……………	1 1 5
議案第 4 1 号	徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を 定めるについて ……………	1 1 7
議案第 4 2 号	徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定め るについて ……………	1 1 9

議案第 4 3 号	徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1 2 0
議案第 4 4 号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1 2 1
議案第 4 5 号	水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1 2 3
議案第 4 6 号	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1 2 8
議案第 4 7 号	徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1 3 0

事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて
事務分掌組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

事務分掌組織条例の一部を改正する条例

事務分掌組織条例（昭和 38 年徳島市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の企画政策部の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同条の都市建設部の項中第 9 号を第 11 号とし、第 1 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 市街地再開発事業に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（徳島市都市計画審議会条例の一部改正）

- 2 徳島市都市計画審議会条例（昭和 44 年徳島市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「、当該特別」を「当該特別」に、「とき」及び「ときは」を「ときに」に、「解任される」を「それぞれ解任される」に改める。

第 8 条中「企画政策部」を「都市建設部」に改める。

議案第24号

徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年徳島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第17条の4」を削り、同条第2項中「第2条、第16条の2第1項及び第17条第2項」を「第16条の2第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条中「及び高等学校教員特別手当」とあるのは「、高等学校教員特別手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「「100分の172.5」」を「「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

徳島市職員の勤務時間に関する条例（昭和27年徳島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

第4条の2第4項中「前項中「3歳に満たない」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「

公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるに
ついて

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

徳島市職員の給与に関する条例（昭和26年徳島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を「医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 次に掲げる職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

- (1) 4月1日に55歳を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）

）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に、
「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「次条第3項において「扶養親族たる父母等」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）」を「行政職8級職員等」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「以下」の右に「この項及び次条第3項において」を加える。

第8条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第8条の3第1項第2号中「配偶者」の右に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第9条第1項第1号中「ため交通機関」の右に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の右に「又は料金（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、「（交通機関）を「（交通機関等）」に、「あつて交通機関」を「あつて交通機関等」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第2項第1号本文中「運賃の」を「運賃等の」に、「運賃相当額」を「運賃等相当額」に改め、同号ただし書中「、運賃相当額」を「、運賃等相当額」に、「「1箇月当たりの運賃相当額」を「この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」に、「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃の」を「運賃等の」に、「1箇月当たりの運賃相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「1箇月当たりの運賃相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額」に改め、同条中第6項を第8項とし、第3

項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（次項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、運賃等相当額に規則で定めるところにより算出した特別料金等に相当する額を加えた額とする。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第9条の2第3項中「国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改める。

第14条中「迄の」を「までの」に改める。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の右に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額と」を「額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、当該額に100分の150を乗じて得た額)と」に改め、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間帯を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第16条の3第2項中「, 第8条及び第8条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員 以外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		

46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			

97			300,300	349,800					
98			300,600	350,200					
99			301,000	350,600					
100			301,400	351,000					
101			301,600	351,500					
102			301,900	351,900					
103			302,200	352,300					
104			302,500	352,700					
105			302,700	353,200					
106			303,000	353,600					
107			303,300	353,900					
108			303,600	354,200					
109			303,800	354,700					
110			304,200						
111			304,600						
112			304,900						
113			305,100						
114			305,300						
115			305,600						
116			306,000						
117			306,200						
118			306,400						
119			306,700						
120			307,000						
121			307,400						
122			307,600						
123			307,900						
124			308,200						
125			308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員 以外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	

45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
86	302,500	321,000	345,500	387,800				
87	303,200	322,000	347,000	388,400				
88	303,900	323,000	348,400	389,000				
89	304,600	324,000	349,700	389,300				
90	305,400	325,300	350,900	389,800				
91	306,200	326,500	352,100	390,300				
92	306,900	327,700	353,400	390,800				
93	307,400	328,900	354,700	391,200				

94	308,300	330,200	356,200	391,600
95	309,200	331,400	357,700	392,100
96	310,000	332,600	359,100	392,600
97	310,800	333,800	360,400	393,000
98	311,800	335,100	361,600	393,500
99	312,700	336,300	362,700	394,000
100	313,600	337,500	363,900	394,500
101	314,500	338,900	365,000	394,800
102	315,500	339,800	366,100	395,200
103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400
117	325,300	355,000	375,400	401,800
118	326,000	355,400	375,900	402,300
119	326,700	356,000	376,500	402,700
120	327,500	356,600	377,000	403,200
121	328,100	356,900	377,200	403,600
122	328,400	357,300	377,700	
123	328,900	357,700	378,200	
124	329,400	358,100	378,600	
125	329,700	358,500	379,100	
126			379,600	
127			380,100	
128			380,600	
129			380,900	
130			381,400	
131			381,900	
132			382,400	
133			382,700	
134			383,200	
135			383,600	
136			384,000	
137			384,300	
138			384,800	
139			385,300	
140			385,800	
141			386,100	

定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200
--------------------------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防局長については、規則の定めるところにより、この表の適用を除外することができる。

別表第3（第3条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（一）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
43	269,000	318,000	386,400	438,100		

44	269,900	319,700	387,800	439,300
45	270,600	321,400	389,300	440,500
46	271,400	323,300	390,900	441,800
47	272,200	325,000	392,500	443,000
48	273,000	326,700	393,900	444,200
49	273,800	328,400	395,100	445,300
50	274,600	330,200	396,500	446,500
51	275,300	332,000	397,900	447,700
52	276,100	333,700	399,200	448,900
53	276,900	335,400	400,400	450,100
54	277,700	336,700	401,600	451,300
55	278,500	338,000	402,900	452,500
56	279,300	339,300	404,200	453,700
57	280,000	340,800	405,500	454,800
58	280,600	342,400	406,800	455,400
59	281,400	343,900	408,200	455,900
60	282,300	345,500	409,400	456,400
61	283,100	347,000	410,600	456,900
62	283,700	348,600	412,000	
63	284,500	350,200	413,400	
64	285,200	351,700	414,700	
65	286,200	353,200	415,900	
66	287,000	354,800	417,100	
67	287,800	356,400	418,400	
68	288,500	357,900	419,800	
69	289,200	359,400	421,100	
70	290,000	361,000	422,300	
71	290,800	362,600	423,300	
72	291,500	364,100	424,500	
73	292,200	365,600	425,700	
74	292,900	367,200	426,800	
75	293,600	368,800	428,000	
76	294,200	370,300	429,000	
77	294,800	371,800	430,100	
78	295,500	373,200	431,100	
79	296,200	374,600	432,100	
80	296,800	375,900	433,100	
81	297,400	377,200	434,000	
82	298,100	378,600	434,800	
83	298,800	380,000	435,600	
84	299,500	381,300	436,400	
85	300,200	382,400	437,100	
86	301,000	383,800	437,500	
87	301,700	385,100	437,900	
88	302,400	386,400	438,300	
89	303,100	387,600	438,700	
90	304,000	388,900	439,000	
91	304,800	390,000	439,300	

92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	
137	329,200	419,800	
138	329,400	420,100	
139	329,700	420,400	

	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700		

45	270,200	301,100	383,200	402,900
46	271,000	302,900	384,500	404,100
47	271,800	304,600	385,800	405,300
48	272,600	306,200	387,000	406,500
49	273,300	307,800	387,900	407,600
50	274,100	309,500	389,100	408,600
51	274,800	311,300	390,100	409,900
52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	
83	296,700	361,100	416,700	
84	297,300	362,300	417,000	
85	297,800	363,500	417,200	
86	298,300	364,700	417,500	
87	298,800	365,900	417,800	
88	299,300	367,000	418,000	
89	299,700	368,100	418,200	
90	300,300	369,200	418,500	
91	300,800	370,300	418,800	
92	301,300	371,400	419,000	

93	301,600	372,500	419,200
94	302,100	373,700	419,500
95	302,600	374,800	419,800
96	303,000	375,900	420,000
97	303,400	376,900	420,200
98	303,900	377,900	420,500
99	304,400	378,800	420,800
100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	
137		405,500	
138		405,800	
139		406,100	
140		406,400	

141			406,700			
142			407,000			
143			407,300			
144			407,600			
145			407,800			
146			408,100			
147			408,400			
148			408,600			
149			408,800			
150			409,100			
151			409,400			
152			409,600			
153			409,800			
154			410,100			
155			410,400			
156			410,600			
157			410,800			
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長，教諭及び助教諭，教育委員会事務局に勤務する指導主事（徳島県の退職手当について定める条例の規定の適用を受ける職員として在職した後に当該条例の規定に基づく退職手当の支給を受けないで引き続いて職員となった者に限る。）その他の職員で規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち幼稚園の園長の職又はこれに相当する指導主事の職にあるものの給料月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員 以外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		

45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		
94		296,100	334,000	355,100		
95		296,300	334,300	355,500		

	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員 以外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	

48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		

99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		

150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員及び任 期付職員	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の徳島市職員の給与に関する条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって切替日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1から附則別表第4までの切替表（以下この項において「切替表」という。）に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び切替表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（切替表において「旧号給」という。）に応じて切替表にそれぞれ定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の徳島市職員の給与に関する条例第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
--------	-------------	---

		む。)
第7条第3項	1万3,000円 とする	1万1,500円 ，同項第6号に該当する扶養親族については3,000円（行政職8級職員等にあつては，0円）とする
第8条第3項第3号	扶養親族たる父母等	扶養親族たる父母等及び前条第2項第6号に該当する扶養親族
第8条第3項第4号	扶養親族たる父母等	扶養親族たる父母等及び前条第2項第6号に該当する扶養親族

附則別表第1

行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					

109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

附則別表第2

消防職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給				
	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36

53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				

109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附則別表第3

ア 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	

53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	

53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第4

ア 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36

53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				

110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		

110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関
する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例（令和 4 年徳島市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 3 項及び第 5 項，第 5 条第 2 項並びに第 12 条第 1 項第 4 号中
「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年徳島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通勤手当」の右に「，単身赴任手当」を加える。

第4条第2項第1号中「含む」の右に「。以下同じ」を加える。

第4条の2を次のように改める。

（住居手当）

第4条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。同号において同じ。）を支払っている職員（徳島市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）
- (2) 第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（徳島市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っている者又は当該者との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

第6条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第6条の2 単身赴任手当は、新たに職員として採用されたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第17条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第17条 第4条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

2 第4条、第4条の2、第6条の2及び第14条の規定は、徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年徳島市条例第1号）第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第18条第2項中「第4条の3から第9条まで」を「第4条の3から第6条まで、第7条から第9条まで」に改める。

第2条 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の2第2号中「配偶者」の右に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の2第1項の規定は，令和7年4月1日以後に新たに技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する職員となったものについて適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 39 年徳島市条例第 73 号）の一部
を次のように改正する。

別表の消防業務手当の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加
える。

<p>(4) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 1 項に規定する消防の相互の応援として又は同法第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された消防職員で当該地方公共団体において消防組織法第 44 条第 1 項に規定する消防の応援等の業務に従事したものの</p>	<p>1 日につき 1,080 円 ただし、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合は、当該額に 100 分の 100 に相当する額を加算した額とする。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるにつ
いて

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年徳島市条例第9号）の一部を次の
ように改正する。

第7条第6項第5号中「第35条」を「第35条の2」に改める。

第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた
者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に
定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促
進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる
日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（
第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の
規定は、退職職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職
員及び同条第2項の規定により職員とみなされる者であって、退職したもの

をいう。以下同じ。) であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例を定めるについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を
次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条
例

(徳島市職員ノ退職年金及ビ退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第 1 条 徳島市職員ノ退職年金及ビ退職一時金ニ関スル条例（昭和 20 年徳島
市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「次ノ各号ノ一ニ該当スル」を「懲戒，懲罰ノ処分ニ因リ退職
シタル」に改め，同条各号を削る。

附則第 8 項及び第 9 項を削る。

(徳島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 徳島市職員の給与に関する条例（昭和 26 年徳島市条例第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 17 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3
項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(徳島市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 徳島市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和
26 年徳島市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め，同条第 2 項中「より，

その」を「よりその」に、「刑」を「，その刑」に改める。

第4条の3第1項中「市長」を「任命権者」に改め、同条第4項中「関係者」の右に「に対し、必要な資料を提出させ、又はその者」を加え、「必要な資料を提出させ、意見又は」を「意見若しくは」に改める。

(集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第4条 集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和27年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年徳島市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(徳島市表彰条例の一部改正)

第6条 徳島市表彰条例(昭和36年徳島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「，固定資産評価審査委員会」を「又は固定資産評価審査委員会」に改める。

第3条第2号中「前条第2号の」を「前条第2号に掲げる者に係る」に改め、同条第3号中「一」を「いずれか」に改める。

第4条第2項中「そえて」を「添えて」に改める。

第6条中「該当し，」を「該当したことにより」に改める。

第7条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「が，事後」を「について、その後」に改め、同条第3項中「表彰（」の右に「前

条の規定による」を加える。

第8条中「公示し、」を削る。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

(徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年徳島市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「階級とする」を「階級（以下「退職時階級」という。）とする」に改め、同条ただし書中「その階級」を「退職時階級」に改め、「（団員を除く。）」を削り、「退職した日にその者が属していた階級」を「退職時階級」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

第4条第1項ただし書中「なつた」を「なつた」に改め、同条第2項本文中「なつた」を「なつた」に改め、同項ただし書中「なつた」を「なつた」に、「同年同月」を「同じ月」に改める。

第5条中「勤務しなかつた」を「勤務しなかつた」に改める。

第6条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「あつた」を「あつた」に改め、同項第2号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

第6条の2第2号中「よつて」を「よつて」に改める。

第7条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2号中「懲戒免職者」を「懲戒免職処分」に改め、同条第4号中「が、特に不良であつた」を「が特に不良であつた」に改める。

第8条ただし書中「これによらないことができる」を「この限りでない」に改める。

(徳島市消防団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正)

第8条 徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例（昭和41年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（徳島市敬老祝金又は敬老祝品支給条例の一部改正）

第9条 徳島市敬老祝金又は敬老祝品支給条例（昭和44年徳島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第2条中「敬老祝金等を受けることができる者」を「各年において敬老祝金等を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）」に，「毎年」を「その年の」に改め，「の各号」を削り，「当該日」を「同日」に，「その翌日からその年の9月30日」を「同月30日」に改め，同条に次の1項を加える。

2 各年において支給対象者となった者は，当該年以降における支給対象者とならない。

第3条中「敬老祝金等」を「敬老祝金」に改める。

第4条第1項中「第2条に定める要件を具備すること」を「支給対象者」に改め，同条第2項中「4月1日」を「支給対象者となる年の4月1日」に，「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第5条中「毎年」を「支給対象者となる年の」に改め，同条ただし書中「当該支給期間」を「当該期間」に改める。

第6条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改め，同項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め，同項第2号中「しなかつた者」を「しなかつた者（申請をしなかつたことについて市長が特別の事由があると認めた者を除く。）」に改め，同条第2項及び第3項を削る。

第8条中「同条に規定する申請をした後，次の各号の一」を「次のいずれ

か」に改め、「(第1号を除く。)」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 第6条第1号に該当する者となったとき。

第9条中「偽り」を「市長は、偽り」に改める。

第10条中「市長が定める金額又は品物を弔意を表するものとして」を「弔意金又は弔意品を」に、「かかる」を「係る」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、弔意金の金額又は弔意品の品目は、市長が別に定める。

(徳島市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第10条 徳島市中央卸売市場業務条例(令和元年徳島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第10条第1項、第15条第2項及び第19条第2項中「の各号」を削る。

第22条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第24条第1項中「の各号」を削り、「、その」を「その」に改め、同条第2項中「、その」を「その」に改める。

第28条第2項及び第29条第4項中「の各号」を削る。

第30条第1項中「の各号」を削り、「、その」を「その」に改め、同条第2項中「死亡又は」を「死亡し、又は」に、「、その」を「その」に改める。

第32条第1項中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第34条第2項中「の各号」を削る。

第40条第1項中「以前（せり売り）」を「（せり売り）に，「入札開始時刻以前）」を「入札の開始の時刻）以前」に改め，同項ただし書中「の各号」を削る。

第48条及び第51条第2項中「の各号」を削る。

第52条中「報告事項」を「報告に係る事項」に改める。

第56条第3項中「支払方法」を「支払」に改め，同条第5項中「の各号」を削る。

第63条中「滅失又は」を「滅失し，又は」に改める。

第65条，第68条第6項，第70条及び第71条第2項中「の各号」を削る。

（徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第11条 徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第12条 この条例の施行後にした行為に対して，他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ，なお効力を有することとされ，又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において，当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この条において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この条において「有期懲役」という。），旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるとき

は、当該刑のうち有期懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期の拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の適用については、無期の拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮に処せられた者と、有期の拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者と、それぞれみなす。

(経過措置の規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(条例施行前にした行為に係る罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(徳島市職員ノ退職年金及び退職一時金ニ関スル条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の徳島市職員ノ退職年金及び退職一時金ニ関スル条例第11条第2号の規定により受給資格を喪失した者及び同条例附則第8項の規定により受給権又は受給資格を取得した者に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(徳島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者に対する第2条の規定による改正後の徳島市職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、その者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者に対する第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、その者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

徳島市学校施設整備基金条例を定めるについて

徳島市学校施設整備基金条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市の設置する学校の建物その他の工作物（以下「学校施設」という。）の計画的な保全、建替え、増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てるため、徳島市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、前項の積み立てる額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠 藤 彰 良

徳島市手数料条例の一部を改正する条例

徳島市手数料条例（昭和 44 年徳島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1 から別表第 13 まで」に、「同表」を「それぞれの表」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の 13 表を加える。

別表第1（第2条関係）

財政部関係手数料

	区分	手数料の額
1	租税公課に関する証明	1通につき350円
2	営業に関する証明	1通につき350円
3	住宅用家屋証明	1通につき1,300円
4	土地又は建物に関する証明	1通につき350円

別表第2（第2条関係）

市民文化部関係手数料

	区分	手数料の額
1	地縁による団体に関する証明	1通につき350円
2	住民票に関する証明	1通につき350円
3	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき350円
4	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき450円
5	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明若しくは戸籍に関する届書その他の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の4第1項に規定する届書等情報をいう。以下同じ。）の内容の証明	1通につき350円
6	上質紙を用いた婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁又は認知の届出の受理の証明	1通につき1,400円
7	印鑑に関する証明	1通につき350円
8	住所又は居所に関する証明	1通につき350円
9	埋火葬に関する証明	1通につき350円
10	戸籍に関する届出その他受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容の閲覧	書類1件につき350円
11	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1世帯につき350円
12	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき350円
13	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1通につき450円
14	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき750円

1 5	自動車の臨時運行の許可申請	1 両につき750円
1 6	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 件につき400円
1 7	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 件につき700円

別表第3（第2条関係）

環境部関係手数料

	区分	手数料の額
1	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき550円
2	犬の鑑札の再交付	1件につき1,600円
3	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき340円
4	犬の登録	1頭につき3,000円
5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく消毒以外の感染症に係る消毒	(1) 家屋の消毒 ア 消毒する面積が33㎡までの場合 1件につき2,200円 イ 消毒する面積が33㎡を超える場合 1件につき2,200円に33㎡を超える面積につき16.5㎡までを増すごとに550円を加算して得た額 (2) 衣類及び寝具等の消毒 1.14㎡までごとに220円
6	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可申請	1件につき240,000円
7	土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可更新申請	1件につき224,000円
8	土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請	1件につき222,000円
9	土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請	1件につき120,000円
10	土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請	1件につき120,000円
11	土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認申請	1件につき120,000円

別表第4（第2条関係）

経済部関係手数料

	区分	手数料の額
1	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく申請	1件につき3,400円

別表第5（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅法」という。）第2条第4項各号に掲げる措置が講じられた住宅の構造及び設備（以下「長期使用構造等」という。）について住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が同法第6条の2第3項の規定により交付した長期使用構造等である旨を記載した書面又は同条第4項の規定により長期使用構造等である旨を記載した住宅性能評価書（以下「確認書等」という。）の添付がある場合</p> <p>ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）200㎡以下 11,000円 （イ）200㎡超500㎡以下 13,000円 （ウ）500㎡超1,000㎡以下 30,000円 （エ）1,000㎡超2,000㎡以下 45,000円 （オ）2,000㎡超10,000㎡以下 127,000円 （カ）10,000㎡超 187,000円</p> <p>イ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）200㎡以下 16,000円 （イ）200㎡超500㎡以下 19,000円 （ウ）500㎡超1,000㎡以下 39,600円 （エ）1,000㎡超2,000㎡以下 54,000円 （オ）2,000㎡超10,000㎡以下 157,000円 （カ）10,000㎡超 237,000円</p>

<p>(2) 前号に該当する場合であって長期優良住宅法第6条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合</p>	<p>1件につき前号の規定により算定した額に建築確認申請の手数料（別表第10の2の項，5の項及び13の項に規定する手数料をいう。以下この表において同じ。）の額を加算した額</p>
<p>(3) 確認書等の添付がない場合</p>	<p>ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）200㎡以下 56,000円 （イ）200㎡超500㎡以下 72,000円 （ウ）500㎡超1,000㎡以下 162,000円 （エ）1,000㎡超2,000㎡以下 260,000円 （オ）2,000㎡超10,000㎡以下 800,000円 （カ）10,000㎡超 1,200,000円</p> <p>イ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合 1件につき次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）200㎡以下 84,000円 （イ）200㎡超500㎡以下 109,000円 （ウ）500㎡超1,000㎡以下 218,000円 （エ）1,000㎡超2,000㎡以下 350,000円 （オ）2,000㎡超10,000㎡以下 1,040,000円 （カ）10,000㎡超 1,600,000円</p>

		(4) 前号に該当する場合であって長期優良住宅法第6条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合	1件につき前号の規定により算定した額に建築確認申請の手数料の額を加算した額
2	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請（長期優良住宅法第9条第1項に規定する住宅の譲受人の決定のみに伴う場合及び同条第3項に規定する区分所有住宅の管理者等の選任のみに伴う場合を除く。）	(1) 長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る変更を要しない場合	1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合 5,000円 イ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合 8,000円
		(2) 変更後の長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に係る確認書等の添付がある場合（前号に掲げる場合を除く。）	1件につき計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積）について前項第1号又は第2号の規定により算定した長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請の手数料の額
		(3) 前2号のいずれにも該当しない場合	1件につき計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積）について前項第3号又は第4号の規定により算定した長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請の手数料の額
3	長期優良住宅法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に係る特例の許可申請		1件につき160,000円

備考 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請について、一の共同住宅等（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第1条第4号に規定する共同住宅等をいう。）の複数の住戸に関し同時に複数の認定申請が行われるとき

は，これらの申請は，1件の申請とみなす。長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請についても，同様とする。

別表第6（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「低炭素化法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請	<p>(1) 低炭素化法第54条第1項第1号の基準について登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）がその適合を証する書類（以下「低炭素化適合証」という。）の添付がある場合 1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、これらの規定により算定した額の合計額）</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（ア）一戸建ての住宅（同一の棟に住宅部分以外の部分を含むものを除く。以下同じ。） 5,000円</p> <p>（イ）一戸建ての住宅以外の住宅 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300㎡以下 10,000円</p> <p>b 300㎡超2,000㎡以下 22,000円</p> <p>c 2,000㎡超5,000㎡以下 48,000円</p> <p>d 5,000㎡超 85,000円</p> <p>イ 住宅部分以外の部分 次に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（ア）300㎡以下 10,000円</p> <p>（イ）300㎡超1,000㎡以下 17,000円</p> <p>（ウ）1,000㎡超2,000㎡以下 28,000円</p> <p>（エ）2,000㎡超5,000㎡以下 85,000円</p> <p>（オ）5,000㎡超10,000㎡以下 134,000円</p> <p>（カ）10,000㎡超25,000㎡以下 169,000円</p> <p>（キ）25,000㎡超50,000㎡以下 211,000円</p> <p>（ク）50,000㎡超 245,000円</p>

(2) 低炭素化適合証の添付がない場合 1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、これらの規定により算定した額の合計額）

ア 住宅部分

(ア) 一戸建ての住宅

a 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第2条第1号ロの基準（以下「誘導仕様基準」という。）による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合を除く。）

次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200㎡以下 18,000円

(b) 200㎡超 20,000円

b 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合に限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200㎡以下 27,000円

(b) 200㎡超 30,000円

c その他の場合 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200㎡以下 36,000円

(b) 200㎡超 40,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合を除く。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 35,000円

(b) 300㎡超2,000㎡以下
60,000円

(c) 2,000㎡超5,000㎡以下
109,000円

(d) 5,000㎡超 164,000円

b 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合に限る）

。) 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 54,000円

(b) 300㎡超2,000㎡以下
90,000円

(c) 2,000㎡超5,000㎡以下
157,000円

(d) 5,000㎡超 230,000円

c その他の場合 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 73,000円

(b) 300㎡超2,000㎡以下
121,000円

(c) 2,000㎡超5,000㎡以下
207,000円

(d) 5,000㎡超 296,000円

イ 住宅部分以外の部分

(ア) 申請に係る建築物の用途が工場モデル用途（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準において工場モデルが適用される用途をいう。以下同じ。）のみである場合

a 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 次に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 20,000円

(b) 300㎡超1,000㎡以下
28,000円

(c) 1,000㎡超2,000㎡以下
39,000円

(d) 2,000㎡超5,000㎡以下
100,000円

(e) 5,000㎡超10,000㎡以下
151,000円

(f) 10,000㎡超25,000㎡以下
187,000円

(g) 25,000㎡超50,000㎡以下
233,000円

(h) 50,000㎡超 260,000円

b その他の場合 次に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の床面積の合計の

区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 24,000円

(b) 300㎡超1,000㎡以下
32,000円

(c) 1,000㎡超2,000㎡以下
45,000円

(d) 2,000㎡超5,000㎡以下
107,000円

(e) 5,000㎡超10,000㎡以下
159,000円

(f) 10,000㎡超25,000㎡以下
196,000円

(g) 25,000㎡超50,000㎡以下
242,000円

(h) 50,000㎡超 266,000円

(イ) その他の場合

a 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 次に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 92,000円

(b) 300㎡超1,000㎡以下
117,000円

(c) 1,000㎡超2,000㎡以下
154,000円

(d) 2,000㎡超5,000㎡超
249,000円

(e) 5,000㎡超10,000㎡以下
325,000円

(f) 10,000㎡超25,000㎡以下
390,000円

(g) 25,000㎡超50,000㎡以下
458,000円

(h) 50,000㎡超 512,000円

b その他の場合 次に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300㎡以下 240,000円

(b) 300㎡超1,000㎡以下
300,000円

(c) 1,000㎡超2,000㎡以下
388,000円

(d) 2,000㎡超5,000㎡以下
553,000円

		<p>(e) 5,000㎡超10,000㎡以下 682,000円</p> <p>(f) 10,000㎡超25,000㎡以下 806,000円</p> <p>(g) 25,000㎡超50,000㎡以下 919,000円</p> <p>(h) 50,000㎡超 1,010,000円</p>
2	低炭素化法第54条第2項（低炭素化法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定適合審査の申出	1件につき別表第10の2の項、5の項及び13の項に規定する手数料の額
3	低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	<p>(1) 低炭素化法第54条第1項第1号の基準に係る変更を要しない場合 1件につき5,000円</p> <p>(2) 変更後の低炭素建築物新築等計画に係る低炭素化適合証の添付がある場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ その他の場合 1件につき低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積）について1の項第1号の規定により算定した額</p> <p>(3) 前2号のいずれにも該当しない場合 1件につき低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積）について1の項第2号の規定により算定した額</p>

別表第7（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（次の各号に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、これらの規定により算定した額の合計額）</p> <p>(1) 住宅部分 別表第6の1の項第2号ア中「第2条第1号口の基準」とあるのは「第2条第1号イ又は口の基準」と、「誘導仕様基準」とあるのは「誘導仕様基準等」と読み替えて同号アの規定により算定した額</p> <p>(2) 住宅部分以外の部分 別表第6の1の項第2号イ中「第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準」とあるのは「第1条第1項第1号口に定める基準」と読み替えて同号イの規定により算定した額</p>

2	建築物省エネ法第11条第2項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（次の各号に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、これらの規定により算定した額の合計額）</p> <p>(1) 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積。次号において同じ。）について、別表第6の1の項第2号ア中「第2条第1号ロの基準」とあるのは「第2条第1号イ又はロの基準」と、「誘導仕様基準」とあるのは「誘導仕様基準等」と読み替えて同号アの規定により算定した額</p> <p>(2) 住宅部分以外の部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、別表第6の1の項第2号イ中「第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準」とあるのは「第1条第1項第1号ロに定める基準」と読み替えて同号イの規定により算定した額</p>
3	建築物省エネ法第12条第2項の規定に基づく国の機関の長等による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件につき1の項の規定により算定した額
4	建築物省エネ法第12条第3項の規定に基づく国の機関の長等による変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件につき2の項の規定により算定した額

5	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請	<p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその適合を証する書類（以下「省エネ適合証」という。）の添付がある場合</p> <p>1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、これらの規定により算定した額の合計額）</p> <p>ア 住宅部分 別表第6の1の項第1号アの規定により算定した額</p> <p>イ 住宅部分以外の部分 別表第6の1の項第1号イの規定により算定した額</p> <p>(2) 省エネ適合証の添付がない場合</p> <p>1件につき別表第6の1の項第2号の規定により算定した額</p>	
6	建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定適合審査の申出	1件につき別表第10の2の項、5の項又は13の項の規定により算定した額	
7	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請	(1) 建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準に係る変更を要しない場合	1件につき5,000円

		(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る省エネ適合証の添付がある場合（前号に該当する場合を除く。）	1件につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ その他の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について別表第6の1の項第1号の規定により算定した額
		(3) 前2号のいずれにも該当しない場合	1件につき建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について別表第6の1の項第2号の規定により算定した額
8	建築物省エネ法施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物省エネ法施行規則第5条（建築物省エネ法施行規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関連していることを証する書面の交付		1件につき2の項の規定により算定した額

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請について、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における認定申請の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物につき1棟ごとに算定した額の合計額とする。建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請についても、同様とする。

別表第8（第2条関係）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「マンション管理計画」という。）の認定申請	(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号に掲げる基準（同法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）について同法第36条第1項に規定する指定登録機関がその適合を証する書類（以下「事前確認適合証」という。）の添付がある場合 1件につき3,800円 (2) 事前確認適合証の添付がない場合 1件につき26,000円
2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づくマンション管理計画の認定更新申請	(1) 事前確認適合証の添付がある場合 1件につき3,800円 (2) 事前確認適合証の添付がない場合 1件につき26,000円
3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づくマンション管理計画の変更認定申請	1件につき13,000円

別表第9（第2条関係）

租税特別措置法関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく優良宅地造成認定申請	1件につき次の各号に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 0.1ha未満 86,000円 (2) 0.1ha以上0.3ha未満 130,000円 (3) 0.3ha以上0.6ha未満 190,000円 (4) 0.6ha以上1ha未満 260,000円 (5) 1ha以上3ha未満 390,000円 (6) 3ha以上6ha未満 510,000円 (7) 6ha以上10ha未満 660,000円 (8) 10ha以上 870,000円
2	租税特別措置法の規定に基づく優良住宅新築認定申請	1件につき次の各号に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 100㎡以下 6,200円 (2) 100㎡超500㎡以下 8,600円 (3) 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 (4) 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 (5) 10,000㎡超50,000㎡以下 43,000円 (6) 50,000㎡超 58,000円

別表第10（第2条関係）

建築基準法関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認又は許可に関する証明	1通につき350円
2	建築物に関する確認申請又は計画通知（次項に規定するものを除く。）	1件につき次の各号に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 30㎡以下 7,000円 (2) 30㎡超100㎡以下 12,000円 (3) 100㎡超200㎡以下 21,000円 (4) 200㎡超300㎡以下 31,000円 (5) 300㎡超1,000㎡以下 66,000円 (6) 1,000㎡超2,000㎡以下 119,000円 (7) 2,000㎡超10,000㎡以下 221,000円 (8) 10,000㎡超50,000㎡以下 333,000円 (9) 50,000㎡超 580,000円

3	<p>建築物に関する確認申請のうち要確認特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下同じ。）に関するもの又は建築物に関する計画通知のうち要通知特定建築行為（建築物省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下同じ。）に関するものであって、建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に該当するものを行う場合（同項第2号又は第3号に該当するものを行う場合及び建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合を除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為」という。）における当該確認申請又は計画通知</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 前項の規定による額に、次に掲げる仕様基準適用要確認特定建築行為に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 ア 200㎡以下 7,000円 イ 200㎡超 8,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 前項の規定による額に、次に掲げる仕様基準適用要確認特定建築行為に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 ア 300㎡以下 17,000円 イ 300㎡超2,000㎡以下 28,000円 ウ 2,000㎡超5,000㎡以下 44,000円 エ 5,000㎡超 61,000円</p>
4	<p>建築設備又は工作物に関する確認申請又は計画通知</p>	<p>(1) 建築設備 1件につき14,000円 (2) 小荷物専用昇降機 1件につき7,000円 (3) 工作物 1件につき11,000円</p>
5	<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の確認申請又は計画通知</p>	<p>1件につき移転、修繕、模様替又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1について2の項の規定により算定した額</p>

6	建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知（次項に規定するものを除く。）	<p>1件につき次の各号に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 30㎡以下 14,000円</p> <p>(2) 30㎡超100㎡以下 18,000円</p> <p>(3) 100㎡超200㎡以下 29,000円</p> <p>(4) 200㎡超300㎡以下 37,000円</p> <p>(5) 300㎡超1,000㎡以下 46,000円</p> <p>(6) 1,000㎡超2,000㎡以下 61,000円</p> <p>(7) 2,000㎡超10,000㎡以下 119,000円</p> <p>(8) 10,000㎡超50,000㎡以下 203,000円</p> <p>(9) 50,000㎡超 436,000円</p>
7	建築物に関する完了検査申請のうち要確認特定建築行為に関するもの又は建築物に関する工事完了通知のうち要通知特定建築行為に関するもの（当該要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る全ての建築物の用途が住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第7項に規定する検査報告書又はその写しを添付するものに限る。以下この表において同じ。）又は工場モデル用途である場合を除く。）	<p>1件につき前項に規定する額に、次の各号に掲げる要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る床面積（工場モデル用途に係る部分を除く。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額</p> <p>(1) 30㎡以下 3,000円</p> <p>(2) 30㎡超100㎡以下 4,000円</p> <p>(3) 100㎡超300㎡以下 6,000円</p> <p>(4) 300㎡超1,000㎡以下 10,000円</p> <p>(5) 1,000㎡超2,000㎡以下 17,000円</p> <p>(6) 2,000㎡超10,000㎡以下 68,000円</p> <p>(7) 10,000㎡超50,000㎡以下 115,000円</p> <p>(8) 50,000㎡超 248,000円</p>

8	建築物を移転し，又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の完了検査申請又は工事完了通知	1件につき移転，修繕，模様替に係る部分の床面積の2分の1について6の項の規定により算定した額
9	建築設備又は工作物に関する完了検査申請又は工事完了通知	(1) 建築設備 1件につき17,000円 (2) 小荷物専用昇降機 1件につき11,000円 (3) 工作物 1件につき12,000円
10	既に中間検査を受けている場合の建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知（次項に規定するものを除く。）	1件につき次の各号に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額 (1) 30㎡以下 14,000円 (2) 30㎡超100㎡以下 17,000円 (3) 100㎡超200㎡以下 28,000円 (4) 200㎡超300㎡以下 35,000円 (5) 300㎡超1,000㎡以下 43,000円 (6) 1,000㎡超2,000㎡以下 57,000円 (7) 2,000㎡超10,000㎡以下 110,000円 (8) 10,000㎡超50,000㎡以下 194,000円 (9) 50,000㎡超 426,000円

1 1	既に中間検査を受けている建築物に関する完了検査申請のうち要確認特定建築行為に関するもの又は建築物に関する工事完了通知のうち要通知特定建築行為に関するもの（当該要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る全ての建築物の用途が住宅又は工場モデル用途である場合を除く。）	1 件につき前項に定める額に，次の各号に掲げる要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る床面積（工場モデル用途に係る部分を除く。）の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額を加算した額 (1) 30㎡以下 3,000円 (2) 30㎡超100㎡以下 4,000円 (3) 100㎡超300㎡以下 6,000円 (4) 300㎡超1,000㎡以下 10,000円 (5) 1,000㎡超2,000㎡以下 17,000円 (6) 2,000㎡超10,000㎡以下 68,000円 (7) 10,000㎡超50,000㎡以下 115,000円 (8) 50,000㎡超 248,000円
1 2	建築物の中間検査申請又は特定工程工事終了通知	1 件につき次の各号に掲げる建築物の床面積の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額 (1) 30㎡以下 14,000円 (2) 30㎡超100㎡以下 20,000円 (3) 100㎡超200㎡以下 30,000円 (4) 200㎡超300㎡以下 32,000円 (5) 300㎡超1,000㎡以下 37,000円 (6) 1,000㎡超2,000㎡以下 46,000円 (7) 2,000㎡超10,000㎡以下 94,000円 (8) 10,000㎡超50,000㎡以下 147,000円 (9) 50,000㎡超 303,000円

1 3	計画変更確認申請又は計画変更通知	<p>(1) 建築物（次号に規定するものを除く。） 1件につき計画変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては当該増加する部分の面積）について2の項の規定により算定した額</p> <p>(2) 建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に係る変更（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2第1項に規定する軽微な変更を除く。）を伴うもの 1件につき前号の規定により算定した額に、3の項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額</p> <p>(3) 建築設備 1件につき8,000円</p> <p>(4) 小荷物専用昇降機 1件につき5,000円</p> <p>(5) 工作物 1件につき6,000円</p> <p>(6) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 1件につき計画変更に係る部分の床面積の2分の1について2の項の規定により算定した額</p>
1 4	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	1件につき120,000円
1 5	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の認定申請	1件につき27,000円

1 6	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の許可申請	1件につき33,000円
1 7	公衆便所等の道路内における建築許可申請	1件につき33,000円
1 8	道路内における建築認定申請	1件につき27,000円
1 9	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	1件につき160,000円
2 0	壁面線外における建築許可申請	1件につき160,000円
2 1	用途地域における建築等許可申請	1件につき180,000円（建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円、同項第2号に該当する場合にあっては140,000円）
2 2	特殊建築物等敷地許可申請	1件につき160,000円
2 3	建築物の容積率算定の基礎となる延べ面積への不算入に係る認定申請	1件につき27,000円
2 4	建築物の延べ面積の特例許可申請	1件につき160,000円
2 5	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請	1件につき33,000円
2 6	建築物の敷地面積の許可申請	1件につき160,000円
2 7	建築物の高さの特例認定申請	1件につき27,000円
2 8	建築物の高さの許可申請	1件につき160,000円
2 9	日影による建築物の高さの特例許可申請	1件につき160,000円
3 0	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき27,000円
3 1	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	1件につき160,000円
3 2	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	1件につき160,000円

3 3	敷地内に広い空を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請	1 件につき160,000円
3 4	地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請	1 件につき27,000円
3 5	地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1 件につき27,000円
3 6	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1 件につき27,000円
3 7	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請	1 件につき160,000円
3 8	再開発地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請	1 件につき27,000円
3 9	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請	1 件につき160,000円
4 0	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請	1 件につき160,000円
4 1	仮設建築物建築許可申請	1 件につき120,000円
4 2	国際的な規模の会議又は競技会の用に供すること等により1年を超えて使用する仮設興行場等の建築許可申請	1 件につき160,000円

4 3	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請	(1) 建築物の数が2である場合 1件につき78,000円 (2) 建築物の数が3以上である場合 1件につき78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
4 4	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合 1件につき78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
4 5	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請	(1) 建築物（同一敷地内建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合 1件につき78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
4 6	複数建築物の認定の取消申請	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
4 7	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき27,000円
4 8	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における制限の緩和に係る認定申請	1件につき27,000円

4 9	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定申請又は変更認定申請	1件につき27,000円
5 0	建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可申請	1件につき120,000円
5 1	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可申請	1件につき160,000円

別表第 1 1 (第 2 条関係)

都市計画法関係事務手数料

	区分	手数料の額
1	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明その他都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する開発行為等の規制に関する事項に係る証明	1件につき400円
2	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可申請 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ,それぞれ次に定める額 ア 0.1ha未満 8,600円 イ 0.1ha以上0.3ha未満 22,000円 ウ 0.3ha以上0.6ha未満 43,000円 エ 0.6ha以上1ha未満 86,000円 オ 1ha以上3ha未満 130,000円 カ 3ha以上6ha未満 170,000円 キ 6ha以上10ha未満 220,000円 ク 10ha以上 300,000円

<p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>	<p>1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 0.1ha未満 13,000円</p> <p>イ 0.1ha以上0.3ha未満 30,000円</p> <p>ウ 0.3ha以上0.6ha未満 65,000円</p> <p>エ 0.6ha以上1ha未満 120,000円</p> <p>オ 1ha以上3ha未満 200,000円</p> <p>カ 3ha以上6ha未満 270,000円</p> <p>キ 6ha以上10ha未満 340,000円</p> <p>ク 10ha以上 480,000円</p>
<p>(3) その他の目的で行う開発行為の場合</p>	<p>1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 0.1ha未満 86,000円</p> <p>イ 0.1ha以上0.3ha未満 130,000円</p> <p>ウ 0.3ha以上0.6ha未満 190,000円</p> <p>エ 0.6ha以上1ha未満 260,000円</p> <p>オ 1ha以上3ha未満 390,000円</p> <p>カ 3ha以上6ha未満 510,000円</p> <p>キ 6ha以上10ha未満 660,000円</p> <p>ク 10ha以上 870,000円</p>

3	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請	<p>1件につき次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額(当該合算した額が870,000円を超えるときは、870,000円)</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更(次号に掲げる変更のみであるものを除く。) 開発行為の目的の区分及び開発区域の面積(次号に掲げる変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)の区分に応じ、前項に定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 開発行為の目的の区分及び新たに編入される開発区域の面積の区分に応じ、前項に定める額</p> <p>(3) その他の変更 10,000円</p>
4	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可申請	1件につき46,000円
5	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可申請	1件につき26,000円

6	都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可申請	<p>1件につき次に掲げる敷地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 0.1ha未満 6,900円</p> <p>(2) 0.1ha以上0.3ha未満 18,000円</p> <p>(3) 0.3ha以上0.6ha未満 39,000円</p> <p>(4) 0.6ha以上1ha未満 69,000円</p> <p>(5) 1ha以上 97,000円</p>
7	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた者の地位の承継の承認申請	<p>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 1件につき1,700円</p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>1件につき次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1ha未満のとき 1,700円</p> <p>イ 1ha以上のとき 2,700円</p> <p>(3) その他の目的で行う開発行為の場合 1件につき17,000円</p>
8	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	1件につき470円

別表第 1 2 (第 2 条関係)

教育委員会関係手数料

	区分	手数料の額
1	徳島市立高等学校の卒業又は学業に関する証明	1 通につき 400 円

別表第 1 3 (第 2 条関係)

各部局共通手数料

	区分	手数料の額
1	本市が確認している事項等に関する証明	1 通につき 350 円
2	公簿公文書図面等の閲覧	1 件につき 350 円
3	公簿公文書図面等の謄本、抄本又は写しの交付	1 通につき 350 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市手数料条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第 5 から別表第 1 0 までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後にされたこれらの表に規定する申請、計画通知、検査等について適用し、同日前にされた当該申請、計画通知、検査等については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 3 月 3 1 日までに建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 4 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 1 8 条第 3 項若しくは第 4 項の確認済証の交付を受け、同年 4 月 1 日以後にその工事に着手する建築物の建築であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為又は同法第 1 2 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当するもの（同項第 2 号又は第 3 号に該当するもの及び同法第

11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為等」という。)を行う場合にあっては、同日以後に最初に行う改正後の条例別表第10の6の項、10の項及び13の項に規定する事務に係る手数料について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1) 一戸建ての住宅（同一の棟に住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）以外の建築物の部分を含むものを除く。次号において同じ。） 1件につき次に掲げる仕様基準適用要確認特定建築行為等に係る部分の床面積の合計区分に応じ、次に定める額

ア 200㎡以下 7,000円

イ 200㎡超 8,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件につき次に掲げる仕様基準適用要確認特定建築行為等に係る部分の床面積の合計区分に応じ、次に定める額

ア 300㎡以下 17,000円

イ 300㎡超2,000㎡以下 28,000円

ウ 2,000㎡超5,000㎡以下 44,000円

エ 5,000㎡超 61,000円

議案第34号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和43年徳島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「者」を「印鑑登録者」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「記載事項」の右に「（前項の請求にあつては、印鑑登録証明請求書の記載事項）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。第15条第1項第3号及び第4号において同じ。）が記録されたものに限る。次条第1号において同じ。）を添えるとともに、市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の暗証番号をいう。次条において同じ。）を

入力することにより，市長に印鑑登録証明書の交付を請求することができる。

第14条中「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の暗証番号をいう。）」を削り，同条第1号を次のように改める。

(1) 個人番号カード

第14条第2号中「次条第1項第3号」を「次条第1項第4号」に改める。

第15条第1項中「第13条及び前条の交付請求」を「前2条の請求」に改め，同項中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第13条第2項の場合において，個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるにつ
いて

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例

徳島市文化振興施設設置条例（昭和58年徳島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び1月1日」を「並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで」に改める。

第7条中「の各号」を削る。

第11条第1項中「の各号」を削り、同項第5号中「はり紙、くぎうち」を「貼り紙、くぎ打ち」に改める。

第12条第1項及び第15条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第17条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に
関する条例を定めるについて

徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例
を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき市長が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(名簿情報の提供)

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(個別避難計画情報の提供)

第4条 市長は、法第49条の15第2項の規定により、災害の発生に備え、

避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(提供の拒否)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長は、名簿情報又は個別避難計画情報(以下「名簿等情報」という。)の提供について、名簿等情報に係る本人又は避難行動要支援者等がその拒否を申し出たときは、当該拒否を申し出た者に係る名簿等情報を提供することができない。

(協定の締結)

第6条 市長は、第3条又は第4条の規定により名簿等情報を避難支援等関係者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該避難支援等関係者と当該名簿等情報の適正な取扱いに関する協定を締結しなければならない。

(管理状況の報告及び調査)

第7条 市長は、前条の協定を締結した避難支援等関係者に対し、名簿等情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は検査することができる。

(利用及び提供の制限)

第8条 第3条又は第4条の規定により名簿等情報の提供を受けた避難支援等関係者(次項において「名簿等情報受領者」という。)は、当該名簿等情報を避難支援等の実施以外の目的のために利用してはならない。

2 名簿等情報受領者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該名簿等情報に係る避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときを除くほか、当該名簿等情報を第三者に提供してはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に法第49条の11第2項又は法第49条の15第2項の規定により提供された名簿等情報は、第3条又は第4条の規定により提供された名簿等情報とみなす。

3 施行日前に締結された名簿等情報の適正な取扱いに関する協定は、第6条の規定により締結された協定とみなす。

徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例を定めるに
ついて

徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例

本市は、正当な理由なしに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第10条の5の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年徳島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「の各号」を削る。

第3条第1項中「（別表第3の1の項の右欄又は2の項の右欄に掲げる者に該当する者に係るものにあつては、入院医療に限る。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「の各号」を削り、同条第7項中「第3項各号」の右に「及び第4項」を加える。

別表第3の3の項中「の各号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定は、令和7年10月1日以後に受けた医療に係るものについて適用し、同日前に受けた医療に係るものについては、なお従前の

例による。

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例

徳島市営住宅条例（平成 9 年徳島市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 1 条」を「第 6 2 条」に改める。

第 7 条第 2 項中「同条第 1 項各号」を「同項各号」に改める。

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、次に掲げる者であって、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 第 5 条に規定する事由に該当する者
- (2) 第 6 条第 2 項第 8 号ア又はイに該当する者
- (3) 20 歳未満の子を扶養している配偶者のない者
- (4) 引揚者
- (5) 炭鉱離職者
- (6) 高齢者
- (7) 心身障害者
- (8) 18 歳未満の子を 3 人以上扶養している者であって、市長が定める要件を備えているもの

(9) 市長が定める基準の収入を有する低額所得者

第61条を第62条とし、第60条を第61条とし、第59条の次に次の1条を加える。

(住宅等の目的外使用)

第60条 市長は、第6条第2項第8号に掲げる者が、緊急かつやむを得ない事情を有すると認められる場合は、当該者に対し、市営住宅及び共同施設の一部について、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

2 前項の場合において、同項の規定により使用を許可された者は、当該使用に係る使用料を納付しなければならない。

3 前項の使用料の額は、第16条の家賃及び第22条の2の共益費の例により、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の徳島市営住宅条例第9条第3項及び第60条の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る入居の申請及び使用の許可について適用する。

徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を
定めるについて

徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年徳島市条例第53号）
の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（支給審査委員会）

第15条 法第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に
関する事項を調査審議するための合議制の機関として、徳島市災害弔慰金等
支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、調査審議すべき案件ごとに置くものとする。

3 審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。ただし、大規模な災害の
発生その他の特別の事情により調査審議すべき案件の増加が見込まれると市
長が認めるときは、臨時委員を置くことができる。

4 審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちか
ら、市長が委嘱する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年徳島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の徳島市都市計画審議会の委員の項及び徳島市景観審議会の委員の項を削り、同表の徳島市民生委員推薦会の委員の項の次に次のように加える。

徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額	7,350円
---------------------	----	--------

別表第2の徳島市中央卸売市場開設運営協議会の委員の項の次に次のように加える。

徳島市都市計画審議会の委員	日額	7,350円
徳島市景観審議会の委員	日額	7,350円

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第36条第3項に規定する保険医療機関等」を「保険医療機関等（法第36条第3項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第13条の6の6中「24万円」を「26万円」に改める。

第15条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

第23条中「その申請により」を削り、「6箇月以内」の右に「（第4号に

該当するときは， 1 年以内)」を加え，同条に次の 1 号を加える。

(4) 納付義務者が急患等として保険医療機関等において療養を受けたとき。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により保険料の徴収の猶予を受けようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請しなければならない。ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市国民健康保険条例の規定は，令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し，令和 6 年度分までの保険料については，なお従前の例による。

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例

徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号）の一部を次のように
改正する。

第7条第4項中「10円」を「1円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の徳島市介護保険条例第7条第4項の規定は、この
条例の施行の日以後に行う同条第1項から第3項までの規定による保険料の
額の算定について適用し、同日前に行う当該規定による保険料の額の算定に
ついては、なお従前の例による。

徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年徳島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「次条において」に改める。

第2条中「法」の右に「及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。第4条において「令」という。）」を加える。

第4条中「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）」を「令」に改め，同条第6号中「令第11条第2号に規定する」及び「令第21条第2項第1号に規定する」を削る。

附 則

この条例は，令和7年6月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和30年徳島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「，退職手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び退職手当」に改める。

第4条第2項第1号中「含む」の右に「。以下同じ」を加える。

第4条の3第1号中「貸間を含む」の右に「。次号において同じ」を，「使用料を含む」の右に「。同号において同じ」を加え，同条第2号中「第5条の2第1項又は第2項」を「第5条の2」に，「もの又はこれらのもの」を「者又は当該者」に改める。

第10条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第12条の2を削る。

第17条第1項中「，第4条の3」を削り，同条第2項中「，第7条から第9条まで及び第11条の2」を「及び第7条から第9条まで」に改める。

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正

する。

第4条第2項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の3第2号中「配偶者」の右に「（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和8年4月1日から施行する。

水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年徳島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「若しくはこれ」を「又はこれ」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同項第3号中「よる専門学校」の右に「（次号において「短期大学等」という。）」を、

「修了した後」の右に「。同号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同項第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の右に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「最低経験年数以上水道」を「水道等の最低経験年数以上水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「学校を」を「課程を修めて」に、「あつては1年以上」を「あつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の右に「（第1号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第4号中「よる中等学校」の右に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、

同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。以下同じ。）にあつては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「前条第1項第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改め、「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。以下同じ。）」を削り、「同項第4

号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「前条第1項第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「ついては」を「あつては」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第5号」に改め、同項第5号中「第2号に規定する学科目」を「第1号、第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）

であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項中「簡易水道又は」を削り、「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に、「4年」を「4年以上」に、「2年」を「2年以上」に、「6年」を「6年以上」に、「3年」を「3年以上」に、「8年」を「8年以上」に、「10年」を「10年以上」に、「5年」を「5年以上」に、「2年6箇月」を「2年6月以上」に、「7年」を「7年以上」に、「3年6箇月」を「3年6月以上」に、「9年」を「9年以上」に、「4年6箇月」を「4年6月以上」に、「最低経験年数」を「最低経験年数以上」に、「2分の1」を「2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるにつ
いて

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償条例（昭和38年徳島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「1万4, 200円」を「1万4, 500円」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 消防団員等（消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者をいう。以下同じ。）であって扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者であって、消防団員等の事故発生日において他に生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）のある者の補償基礎額は、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる者の区分ごとに、当該各号に定める額をそれぞれ加算して得た額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。） 100円

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき383円

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 1人につき217円

(4) 60歳以上の父母及び祖父母 1人につき217円

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 1人につき217円

(6) 重度心身障害者 1人につき217円

第5条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年徳島市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表中	を	「		「		に改める。		
			30年以上		30年以上 35年未満		35年以上	
		円	979,000	円	979,000		円	1,079,000
		円	909,000	円	909,000		円	1,009,000
		円	849,000	円	849,000		円	949,000
		円	809,000	円	809,000		円	909,000
		円	734,000	円	734,000		円	834,000
		円	689,000	円	689,000		円	789,000
	」	」						

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。